

大川委員提出の意見書
(原文は FAX にて事務局受領)

金融分野の業界団体・自主規制機関のなかには、一定の期間内に苦情の解決ができないなどの場合に弁護士会仲裁センターと提携し、紛争の解決を図るシステムを採用している団体等がある。現在、信託協会、銀行協会、全国信用金庫協会、全国労働金庫協会が提携契約を締結済みで、現在、不動産シンジケーション協議会と東京三弁護士会との間で協定書の締結が準備されている。協議会に参加する団体の4分の1強となっている。

モデルの紛争解決支援規則には、会員企業に対する手続への応諾義務、証拠の提出協力義務、調停案の尊重義務が定められている。後二者は、努力義務にとどまっているが、会員企業に正当な理由がない場合、公表を通じて間接的に履行を促す規定を備えている。

これに対し、弁護士会仲裁センターには、もともと、会員企業なる存在を想定していないので、紛争当事者が対等であることを前提に手続規則を定めている。

その結果、弁護士会仲裁センターと提携している前記団体に関しては、モデルに定める紛争解決支援手続の水準より低い、いわば顧客に不利な手続によって、紛争の解決が図られる結果となっている。実際に、金融機関が相手方である紛争で顧客からの申し出に対し、手続に応諾しないケースがある。

したがって、弁護士会仲裁センターと協定を締結している前記団体においては、モデルの理念に近づくよう、弁護士会との協議を開始することを要望するものである。

以上